

宮内庁が実施した政策評価についての個別審査結果

1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」(平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。)では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

「平成19年度事業評価書」(平成20年4月10日付け宮内秘発甲第289号による送付分)における事業評価方式による1件の政策評価(事後)

2 審査の考え方と点検の項目

(政策効果の把握について)

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から評価を行うこととされている(同法第3条第1項)。また、基本方針において、事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとされている(基本方針 - 5 - ア)。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

政策の実施により得ようとした効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。

政策の実施により実際にどの程度の効果が得られているのかが具体的に把握されているか。また、把握された効果が得ようとした効果の全体を表すものとなっているか。

3 審査の結果

「平成19年度事業評価書」における事業評価方式による1件の政策評価(事後)についての審査の結果(事実確認の整理結果)は、以下のとおりである。

(全体注) 各府省の評価の実施状況を踏まえた課題等の整理・分析については、今年度内に別途取りまとめる予定である。

政策評価審査表（事業評価（事後）関係）

整理番号	政策	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性
1	皇居東御苑入園者及び三の丸尚蔵館入館者の利便性の向上	皇居東御苑の公開時間及び三の丸尚蔵館の開館時間を30分延長することにより、利用者の利便性の向上を図る。	<p>皇居東御苑及び三の丸尚蔵館の公開時間を30分延長したことについて、入館者へのアンケート結果（設問4）では、「延長して良かったと思う」及び「延長されたのでゆっくりと見ることができたと思う」という回答が多く得られた。</p> <p>【アンケート結果】 設問4 公開時間を30分延長したことについて 30分延長したことについて良かったと思いますか。 そう思う：87% そう思わない：2% どちらでもない：11% 東御苑と三の丸尚蔵館が30分延長されたのでゆっくりと見ることができましたか。 そう思う：79% そう思わない：3% どちらでもない：18% 30分延長されたことにより、入園（館）に間に合うことができましたか。 間に合った：49% 延長された時間以外に入園（館）した：51%</p>
合計		= 1	= 1

- (注) 1 宮内庁の「平成19年度事業評価書」を基に当省が作成した。
 2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（事業評価（事後）関係）の記載事項」を参照

政策評価審査表（事業評価（事後）関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「整理番号」欄	評価書に掲載された政策について順次番号を記入した。
「政策」欄	評価の対象とされた政策の名称を記入した。
「得ようとした効果の明確性」欄	<p>政策の実施により得ようとした政策効果を記入した。</p> <p>得ようとした効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものは、「<input type="checkbox"/>」を記入した。「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものは、「<input type="checkbox"/>」を記入した。</p> <p>得ようとした効果についての記載がないものは、「-」を記入した。</p>
「把握された効果の明確性」欄	<p>実際に得られた効果を記入した。</p> <p>把握された効果の明確性について、上記の「得ようとした効果の明確性」欄と同様の分類により「<input type="checkbox"/>」、「<input type="checkbox"/>」及び「-」を記入した。</p>